

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 岩手県消費生活条例第16条第1項の基準の事業者への通知に係る事務を新たに花巻市が処理することとするため、別表第2から削除するとともに、別表第1に追加することとした。（別表第1、別表第2関係）
- 2 学校教育法第4条第1項の市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等の認可に係る事務を、花巻市等9市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 3 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を、新たに宮古市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 4 児童福祉法第59条第3項の施設の設定又は運営の改善その他の勧告等に係る事務を、新たに宮古市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 5 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく栄養士免許証に係る申請書等の受理及び栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 6 栄養士法及び栄養士法施行令に基づく管理栄養士免許証に係る申請書等の受理及び管理栄養士免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 7 医師法及び医師法施行令に基づく医師免許証に係る申請書等の受理及び医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 8 歯科医師法及び歯科医師法施行令に基づく歯科医師免許証に係る申請書等の受理及び歯科医師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 9 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証に係る申請書等の受理並びに保健師免許証、助産師免許証及び看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 10 保健師助産師看護師法及び保健師助産師看護師法施行令に基づく准看護師免許証に係る申請書等の受理及び准看護師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 11 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の他の事業を行うことの承認等に係る事務を、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 12 屋外広告物法第7条第4項の違反に係るはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等の除却又は除却の命令若しくは委任に係る事務を、新たに西和賀町等2町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 13 社会教育法第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定に係る事務を、盛岡市等18市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 14 身体障害者福祉法第12条の3第1項の身体障害者相談員の委託に係る事務を、新たに北上市等6市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 15 火薬類取締法第3条の火薬類の製造の許可等に係る事務を、新たに一関市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 16 文化財保護法第92条第1項の調査のための発掘に関する届出の受理等に係る事務を、久慈市等8市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 17 採石法第33条の採取計画の認可等に係る事務を、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 18 高圧ガス保安法第5条第1項の第一種製造者の製造の許可等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。（別表第2関係）
- 19 診療放射線技師法及び診療放射線技師法施行令に基づく診療放射線技師免許証に係る申請書等の受理及び診療放射線技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることと

- した。(別表第2関係)
- 20 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可等に係る事務を、新たに矢巾町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 21 道路法第13条第1項の国道の維持、修繕等に係る事務を、岩泉町が処理しないこととするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 22 博物館法第10条の博物館(県立の機関を除く。)の博物館登録原簿への登録等に係る事務を、花巻市等5市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 23 道路法第15条の県道の管理に係る事務を、岩泉町及び田野畑村が処理しないこととするため所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 24 商工会議所法第7条第2項各号の特定商工業者該当基準の引上げの許可等に係る事務を、新たに大船渡市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 25 武器等製造法第17条第1項の猟銃等の製造の事業の許可等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 26 ガス事業法第46条第1項の報告の徴収等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 27 歯科技工士法及び歯科技工士法施行令に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 28 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 29 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の事業の転換の認可等に係る事務を、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 30 自然公園法第13条第6項の特別地域の指定等に伴う着手行為の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 31 自然公園法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第1項の県立自然公園内での国の機関が行う行為の協議等に係る事務を、新たに花巻市等3市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 32 水道法第32条の専用水道の施設の基準適合の確認等に係る事務を、新たに陸前高田市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 33 臨床検査技師等に関する法律及び臨床検査技師等に関する法律施行令に基づく臨床検査技師免許証に係る申請書等の受理及び臨床検査技師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 34 調理師法及び調理師法施行令に基づく調理師免許証に係る申請書等の受理及び調理師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 35 知的障害者福祉法第15条の2第1項の知的障害者相談員の委託に係る事務を、新たに北上市等6市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 36 薬剤師法及び薬剤師法施行令に基づく薬剤師免許証に係る申請書等の受理及び薬剤師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 37 電気用品安全法第45条第1項の報告の徴収等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 38 家庭用品品質表示法第4条第1項の指示等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

- 39 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当又は特別障害者手当の認定に係る申請書等の受理に関する事務で規則で定めるものを、新たに滝沢村等3町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 40 理学療法士及び作業療法士法及び理学療法士及び作業療法士法施行令に基づく理学療法士免許証及び作業療法士免許証に係る申請書等の受理並びに理学療法士免許証及び作業療法士免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 41 母子保健法第18条の低体重児の届出の受理等に係る事務を、新たに大船渡市等5市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 42 製菓衛生師法及び製菓衛生師法施行令に基づく製菓衛生師免許証に係る申請書等の受理及び製菓衛生師免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 43 砂利採取法第16条の採取計画の認可等に係る事務を、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 44 大気汚染防止法第6条第1項のばい煙発生施設の設置の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 45 騒音規制法第3条第1項の規制地域の指定等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 46 電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の電気工事業の営業の登録等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 47 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項の立入検査及び廃棄物の収去に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 48 水質汚濁防止法第5条第1項の特定施設の設置の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 49 視能訓練士法及び視能訓練士法施行令に基づく視能訓練士免許証に係る申請書等の受理及び視能訓練士免許証の交付に関する事務で規則で定めるものを、新たに大船渡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 50 児童手当法第17条第1項の規定により読み替えて適用する同法第7条第1項の市町村立学校教職員の児童手当の受給資格及び額の認定等に係る事務を、盛岡市等16市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 51 悪臭防止法第3条の規制地域の指定等に係る事務を、宮古市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 52 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項の選任等の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 53 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の土地を譲渡しようとする場合の届出の受理等に係る事務を、新たに北上市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 54 消費生活用製品安全法第40条第1項の報告の徴収等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 55 中小小売商業振興法第4条第1項の商店街整備計画の認定等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 56 動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項の動物の死体の収容に係る事務を、釜石市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 57 国土利用計画法第23条第1項の土地の売買等の契約に係る届出の受理等に係る事務を、大船渡市等5市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

- 58 振動規制法第3条第1項の地域の指定等に係る事務を、宮古市等4市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 59 特定非営利活動促進法第10条第1項の設立の認証等に係る事務を、新たに久慈市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 60 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第3項の第一種指定化学物質の排出量等の届出の受理及び意見の付与等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 61 ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の特定施設の設置の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 62 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第4条第1項の導入計画の認定等に係る事務を、新たに西和賀町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 63 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の解体工事業者登録簿の閲覧に係る事務を、新たに盛岡市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 64 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条の高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等に係る事務を、新たに盛岡市等3市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 65 土壌汚染対策法第3条第1項本文の汚染状況の調査結果の報告の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 66 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項のアナグマ等の捕獲等の許可等に係る事務を、新たに盛岡市等5市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 67 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項の特定路外駐車場の設置の届出の受理等に係る事務を、宮古市等24市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 68 公職選挙法施行令第59条の2第1号の両下肢等の障害の程度の証明に係る事務を、新たに平泉町等2町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 69 火薬類取締法施行令第2条の譲渡許可証又は譲受許可証の返納の受理に係る事務を、新たに一関市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 70 学校教育法施行令第26条第1項の市町村の設置する幼稚園の名称の変更等の届出の受理に係る事務を、花巻市等9市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 71 中小小売商業振興法施行令第9条第1項の高度化事業計画の変更の認定等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 72 火薬類取締法施行規則第15条第1項の表の安全な場所の指示等に係る事務を、新たに一関市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 73 博物館法施行規則第19条第1項の博物館に相当する施設の指定要件の審査等に係る事務を、花巻市等5市町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 74 冷凍保安規則第21条第2項の製造施設完成検査証の交付等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 75 液化石油ガス保安規則第32条第2項の製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 76 一般高圧ガス保安規則第31条第2項の製造施設完成検査証又は第一種貯蔵所完成検査証の交付等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 77 児童手当法施行規則第12条第1項の規定により読み替えて適用する同令第4条第1項(同令第15条から第17条までにおいて準用する場合を含む。)の市町村立学校職員の児童手当の現況の届出の受理等に係る事務を、盛岡市等16市町村が処理すること

とするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)

- 78 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の電子情報処理組織の使用に係る届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 79 市町村立学校職員の給与等に関する条例に基づく単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるものを、盛岡市等15市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 80 県立自然公園条例第10条第4項の特別地域内での行為の許可等に係る事務を、新たに花巻市等3市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 81 屋外広告物条例第15条の3第2項の保管広告物等の一覧簿の閲覧等に係る事務を、新たに西和賀町等2町が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 82 岩手県自然環境保全条例第15条第4項の特別地区内での行為の許可等に係る事務を、新たに花巻市等3市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 83 岩手県文化財保護条例第21条において準用する同条例第19条第2項の指示等に係る事務を、久慈市等6市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 84 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第9条第1項の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 85 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第24条の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 86 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第33条第1項の地域の指定等に係る事務を、新たに花巻市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 87 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第69条第3項及び第70条第1項の届出の受理等に係る事務を、新たに花巻市等2市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 88 循環型地域社会の形成に関する条例第20条第2項及び第31条第1項の立入検査及び廃棄物等の収去に係る事務を、新たに花巻市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 89 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例第6条第1項の立入検査及び県外産業廃棄物の収去に係る事務を、新たに花巻市等3市が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 90 ひとにやさしいまちづくり条例の全部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。(別表第1、別表第2関係)
- 91 旅券法第3条第1項の一般旅券の発給の申請の受理等に係る事務を、新たに北上市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 92 岩手県収入証紙条例第8条の規定に基づく岩手県収入証紙の取扱いに関する事務で規則で定めるものを、新たに北上市等9市町村が処理することとするため、所要の改正をすることとした。(別表第2関係)
- 93 その他所要の整備を行うこととした。(別表第1、別表第2関係)
- 94 施行期日等

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。ただし、90は同年7月1日から、91、92及び94(2)(附則第4項関係に限る。)は同年10月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第4項関係)

◎自治振興基金条例の一部を改正する条例(条例第3号)

- 1 自治振興基金の額を13,056,000千円(改正前13,406,000千円)に減額することとした。(第3条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(条例第4号)

- 1 本人確認情報の提供に係る事務に、旅券法に関する事務のうち同法別表第5に掲げるものを加えることとした。(別表第1関

係)

2 本人確認情報の利用に係る事務から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者の新事業等の支援に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものを削除することとした。(別表第2関係)

3 本人確認情報の利用に係る事務に、心身障害者扶養共済制度条例第17条第3項第2号及び第4項の届出に関する事務であって規則で定めるものを加えることとした。(別表第2関係)

4 本人確認情報の利用に係る事務から、ペレットストーブの普及の促進に係る補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものを削除することとした。(別表第2関係)

5 その他所要の整備をすることとした。(別表第2関係)

6 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県文化芸術振興基本条例(条例第5号)

1 文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与するという条例の目的を定めた。(第1条関係)

2 文化芸術振興に当たっての基本理念を定めることとした。(第2条関係)

3 県の責務について定めることとした。(第3条関係)

4 県民等の役割について定めることとした。(第4条関係)

5 文化芸術振興指針について定めることとした。(第5条関係)

6 芸術及び芸能の振興について定めることとした。(第6条関係)

7 伝統文化の振興について定めることとした。(第7条関係)

8 生活文化の振興について定めることとした。(第8条関係)

9 文化芸術の認識及び理解について定めることとした。(第9条関係)

10 文化芸術の総合的把握及び記録について定めることとした。(第10条関係)

11 文化財等の保存及び活用について定めることとした。(第11条関係)

12 文化芸術創造活動に対する支援等について定めることとした。(第12条関係)

13 文化芸術の発信等について定めることとした。(第13条関係)

14 人材の育成について定めることとした。(第14条関係)

15 文化芸術活動に対する支援等について定めることとした。(第15条関係)

16 連携の促進について定めることとした。(第16条関係)

17 文化施設の活用及び充実について定めることとした。(第17条関係)

18 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等について定めることとした。(第18条関係)

19 顕彰について定めることとした。(第19条関係)

20 財政上の措置について定めることとした。(第20条関係)

21 岩手県文化芸術振興審議会の設置等について定めることとした。(第21条～第26条関係)

22 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、21は、平成20年5月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県環境保健研究センター検査手数料条例の一部を改正する条例(条例第6号)

1 新たに水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準項目が追加されたことに伴い、岩手県環境保健研究センターにおいて行う水質検査について、手数料の額を増額することとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 (条例第7号)

1 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。(第1条～第3条関係)

- (1) 岩手県立病院等利用料条例
- (2) 療育センター条例
- (3) リハビリテーションセンター条例

2 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎後期高齢者医療財政安定化基金条例 (条例第8号)

1 後期高齢者医療の財政の安定化に資する事業に要する経費の財源に充てるため、後期高齢者医療財政安定化基金 (以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第19条第1項の条例で定める割合を、10,000分の9とすることとした。(第2条関係)

3 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。(第3条関係)

4 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。(第4条関係)

5 基金の運用益金の処理について定めることとした。(第5条関係)

6 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。(第6条関係)

7 その他基金に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第7条関係)

8 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎医師修学資金貸付条例 (条例第9号)

1 将来公的病院等において医師の業務に従事しようとする者に対して医師修学資金 (以下「修学資金」という。)を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、公的病院等の医師の確保を図るという目的について定めることとした。(第1条関係)

2 大学、公的病院等及び入学金等に係る定義について定めることとした。(第2条関係)

3 修学資金は、大学において医学を履修する課程に在学する者 (知事が別に定める方法により、当該課程に入学した者に限る。)で将来公的病院等において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付けることとした。(第3条関係)

4 保証人について定めることとした。(第4条関係)

5 修学資金の貸付金額は、年度ごとに4,200,000円の範囲内で知事が定める額とし、借受者が入学した日の属する年度の貸付金額は、入学金等 (5,300,000円を限度とする。)を加えた額とすることができることとした。(第5条関係)

6 修学資金の貸付けを行う期間等について定めることとした。(第6条関係)

7 修学資金の貸付けを廃止する場合について定めることとした。(第7条関係)

8 修学資金の貸付けを休止する場合について定めることとした。(第8条関係)

9 修学資金を返還しなければならない場合等について定めることとした。(第9条関係)

10 修学資金の返還等を免除する場合について定めることとした。(第10条関係)

11 修学資金の返還等を猶予する場合について定めることとした。(第11条関係)

12 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第12条関係)

13 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例 (条例第10号)

- 1 新たに心身障害者扶養共済制度に加入する者に係る弔慰金の額を増額することとした。(第13条関係)
- 2 新たに心身障害者扶養共済制度に加入する者に係る脱退一時金の額を増額することとした。(第13条の2関係)
- 3 昭和61年3月31日において心身障害者扶養共済制度に加入している者等が納付すべき掛金の額を増額することとした。(附則第4項関係)
- 4 新たに心身障害者扶養共済制度に加入する者が納付すべき掛金等の額を増額することとした。(別表関係)
- 5 施行期日等
 - (1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第1項～附則第7項関係)

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴い、あっせんにつかないことができる個別労働関係紛争を加えることとした。(第4条関係)
- 2 所要の整備をすることとした。(第4条関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る分担金を徴収することとした。(別表関係)
- 2 所要の整備をすることとした。(別表関係)
- 3 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎土地開発基金条例の一部を改正する条例(条例第13号)

- 1 土地開発基金の額を2,200,000千円(改正前2,500,000千円)に減額することとした。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 県営住宅に県営鳴石アパートを加えることとした。(別表関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公益認定等審議会条例(条例第15号)

- 1 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第2項の規定による岩手県公益認定等審議会(以下「審議会」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 委員の人数等審議会の組織について定めることとした。(第2条関係)
- 3 委員は、独立してその職務を行い、心身の故障等のため職務の執行ができないと認められる場合等を除いては、在任中、その意に反して罷免されないものとする事とした。(第3条関係)
- 4 委員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない等委員の服務について定めることとした。(第4条関係)
- 5 審議会の会長及び副会長について定めることとした。(第5条関係)
- 6 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができること等とした。(第6条関係)
- 7 審議会は部会を置くことができること等とした。(第7条関係)
- 8 審議会の招集等審議会の会議について定めることとした。(第8条関係)
- 9 審議会の庶務は、総務部において処理することとした。(第9条関係)
- 10 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。(第10条関係)
- 11 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎職員互助会に関する条例等の一部を改正する等の条例(条例第16号)

1 次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。(第1条、第2条関係)

- (1) 職員互助会に関する条例
- (2) 岩手県特別職報酬等審議会条例

2 副出納長の設置並びに定数に関する条例を廃止することとした。(第3条関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 知事及び副知事の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき給料を、知事にあつては月額992,000円、副知事にあつては月額816,000円とすることとした。(附則第22項関係)

2 教育委員会の委員等の特別職の職員の平成20年4月から平成23年3月までの間に支給されるべき給料又は報酬の月額について、100分の5を減じた額とすることとした。(附則第23項関係)

3 収用委員会の委員の報酬月額を改定することとした。(別表第1関係)

4 収用委員会の委員が職務のために旅行したときの費用弁償の額について、行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額とすることとした。(別表第2関係)

5 出納長の廃止に伴い、所要の改正を行うこととした。(第1条、第7条、第10条、附則第5項、別表第1、別表第2関係)

6 施行期日等

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第18号)

1 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額(職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。)を各1人につき6,000円から6,500円に引き上げるとともに、これに伴う所要の整備をすることとした。(第27条、第28条関係)

2 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)に引き上げることとした。(第39条関係)

3 副校長及び指導教諭について、教育職給料表(1)を適用するとともに、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当の支給対象職員に加えることとした。(第40条の2、第41条、第41条の2、別表第3ア関係)

4 平成20年4月から平成23年3月までの間、給料月額について、本庁室長級以上の職にある職員については100分の6、本庁総括課長級の職にある職員については100分の4、その他の職にある職員については100分の2を減じた額とすることとした。(附則第19項関係)

5 平成20年4月から平成23年3月までの間、給料の特別調整額の月額について、本庁部長級の職にある職員については100分の15、本庁室長級の職にある職員については100分の10、本庁総括課長級の職にある職員については100分の5を減じた額とすることとした。(附則第20項関係)

6 全給料表について、若年層の給料月額を引き上げることとした。(別表第1～別表第5関係)

7 施行期日等

(1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 6による改正後の給料月額は、平成19年4月1日から適用することとした。(附則第2項関係)

(3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～附則第5項関係)

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

1 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額(職員に配偶者がいない場合の1人に係る手当の月額を除く。)を各1人につき6,000円から6,500円に引き上げるとともに、これに伴う所要の整備をすることとした。(第22条、第23条関係)

- 2 勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の75に引き上げることとした。(第30条関係)
- 3 平成20年4月から平成23年3月までの間、全職員の給料月額について、職責に応じ100分の4又は100分の2を減じた額とすることとした。(附則第22項関係)
- 4 平成20年4月から平成23年3月までの間、教育職給料表4級の適用を受ける校長の管理職手当の月額について、100分の5を減じた額とすることとした。(附則第23項関係)
- 5 全給料表について、若年層の給料月額を引き上げることとした。(別表第1～別表第3関係)
- 6 施行期日等
 - (1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 5による改正後の給料月額は、平成19年4月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項～附則第5項関係)

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭について、教員特殊業務手当及び教育業務連絡指導手当の支給対象とすることとした。(第1条関係)
- 2 高等学校に勤務する副校長又は指導教諭について、水産教育実習指導手当の支給対象とすることとした。(第1条関係)
- 3 特別支援学校に勤務する副校長又は指導教諭について、給料の調整額の支給対象とすることとした。(第2条関係)
- 4 高等学校又は特別支援学校に勤務する指導教諭について、教職調整額の支給対象とすることとした。(第3条関係)
- 5 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 給料表を改定し、給料月額の一部を引き上げることとした。(第5条関係)
- 2 期末手当について、12月期の支給割合を100分の180に引き上げることとした。(第6条関係)
- 3 平成20年4月から平成23年3月までの間、給料月額について、第1号任期付研究員に適用する給料表の5号給以上の給料月額を受ける職員については100分の6、同じく3号給又は4号給の給料月額を受ける職員については100分の4、その他の職員については100分の2を減じた額とすることとした。(附則第3項関係)
- 4 施行期日等
 - (1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 1による改正後の給料月額は、平成19年4月1日から適用することとした。(附則第2項関係)
 - (3) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第3項関係)

◎岩手県部局等設置条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 総合政策室を総合政策部に改めることとした。(第1条、第2条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 次に掲げる条例の一部を改正することとした。(附則第2項～附則第7項関係)
 - ア 岩手県議会委員会条例
 - イ 岩手県総合計画審議会条例
 - ウ 情報公開条例
 - エ 個人情報保護条例
 - オ 政策等の評価に関する条例
 - カ 地方独立行政法人法施行条例

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の180に引き上げることとした。(第9条関係)

2 平成20年4月から平成23年3月までの間、特定任期付職員の給料月額について、特定任期付職員に適用する給料表の5号給以上の給料月額を受ける職員については100分の6、同じく3号給又は4号給の給料月額を受ける職員については100分の4、その他の職員については100分の2を減じた額とすることとした。(附則第4項関係)

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例(条例第24号)

1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第3関係)

- (1) 介護支援専門員実務研修手数料
- (2) 介護支援専門員再研修手数料
- (3) 介護支援専門員更新研修手数料

2 次に掲げる手数料の額を減額するとともに、所要の改正をすることとした。(別表第3関係)

- (1) 介護サービス情報調査手数料
- (2) 介護サービス情報公表手数料

3 毒物劇物取扱者試験合格証再交付手数料を新たに徴収することとした。(別表第3関係)

4 薬事法の一部改正に伴い、次に掲げる手数料を新たに徴収することとした。(別表第3、別表第5関係)

- (1) 医薬品登録販売者試験手数料
- (2) 医薬品登録販売者試験合格証明書の交付手数料
- (3) 医薬品販売従事登録手数料
- (4) 医薬品販売従事登録証書換交付手数料
- (5) 医薬品販売従事登録証再交付手数料
- (6) 動物用医薬品登録販売者試験手数料
- (7) 動物用医薬品登録販売者試験合格証明書の交付手数料
- (8) 動物用医薬品販売従事登録手数料
- (9) 動物用医薬品販売従事登録証書換交付手数料
- (10) 動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料

5 家畜検査手数料について、複数の検査を同時に受ける場合における手数料の額を定める等所要の改正をすることとした。(別表第5関係)

6 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公債管理特別会計条例(条例第25号)

1 地方自治法第209条第2項の規定に基づき、公債費に関する会計上の経理の一層の明確化を図るため、岩手県公債管理特別会計を設置することとした。(第1条関係)

2 特別会計の歳入及び歳出の内容について定めることとした。(第2条関係)

3 施行期日等

- (1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 県債管理基金条例の一部を改正することとした。(附則第2項関係)

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 県税の徴収金に係る納付又は納入の場所に地方自治法施行令の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者を加えることとした。(第16条関係)

2 その他所要の改正をすることとした。(第16条、第34条関係)

3 施行期日

この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(条例第27号)

- 1 小規模多機能型居宅介護等のサービスの用に供する自動車に対して課する自動車税について、課税を免除することとした。
(第4条関係)
- 2 施行期日等
 - (1) 平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎財産の交換、譲渡及び貸付けに関する条例の一部を改正する条例(条例第28号)

- 1 題名を財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例に改めることとした。
- 2 普通財産の無償又は時価よりも低い価額による貸付け等に関する規定を追加することとした。(第4条関係)
- 3 行政財産の無償又は時価よりも低い価額による貸付け等に関する規定を定めることとした。(第5条関係)
- 4 その他所要の整備をすることとした。(第1条、第4条、第6条～第9条関係)
- 5 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎医療局職員奨学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第29号)

- 1 題名を医療局医師奨学資金貸付条例に改めることとした。
- 2 奨学資金の名称を医療局医師奨学資金(以下「奨学資金」という。)に改めることとした。(第1条関係)
- 3 奨学資金の貸付け対象者を変更することとした。(第2条関係)
- 4 奨学資金の貸付け対象者を変更することに伴い、所要の改正をすることとした。(第1条、第5条、第6条、第8条～第10条関係)
- 5 奨学資金の貸付限度額を引き上げることとした。(第4条関係)
- 6 医療局長の承認を得て引き続いて市町村立病院等の医師の業務に従事するため退職した場合を奨学資金の返還事由から除くとともに、市町村立病院等を退職後、引き続いて県立病院等の医師の業務に従事しなかったときを奨学資金の返還事由とすることとした。(第8条関係)
- 7 奨学資金を返還する際の延滞利息の割合を引き上げることとした。(第8条関係)
- 8 医療局長の承認を得て引き続いて市町村立病院等の医師の業務に従事するため退職した場合を奨学資金の返還等の免除に係る期間とすることとした。(第9条関係)
- 9 奨学資金の返還等の免除に係る在職期間の算定方法を変更することとした。(第9条関係)
- 10 奨学資金の返還等の猶予ができる期間を設けることとした。(第10条関係)
- 11 医療局長の承認を得て引き続いて市町村立病院等の医師の業務に従事している場合を奨学資金の返還の猶予対象とすることとした。(第10条関係)
- 12 その他所要の整備をすることとした。(第2条、第3条、第8条～第10条関係)
- 13 施行期日等
 - (1) この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

- 1 電気事業における総最大出力145,730キロワットを145,791キロワットに改め、発電所に北ノ又第三発電所を加えることとした。(第2条関係)
- 2 施行期日
この条例は、平成20年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 次に掲げる手数料の額を増額することとした。(別表第7関係)

- (1) 第一種又は第二種免許証交付手数料
- (2) 第一種又は第二種免許証再交付手数料
- (3) 免許証更新手数料
- (4) 免許証経由更新手数料

2 施行期日

この条例は、平成21年1月4日から施行することとした。(附則関係)